

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字善能寺字白毛二八五番 地三地先から坂戸市大字善能寺字 白毛四九八番地一地先まで		区 間
一五・〇四 三五・〇〇	一五・〇四 三八・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一七〇・六六		延長 (メートル)
平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能 県土整備事務所長告示第三号の変更		備 考